

新たな就職支援サイト活用促進事業（Web・SNS 広告）業務委託仕様書

1 委託業務名

新たな就職支援サイト活用促進事業（Web・SNS 広告）

2 目的

令和 8 年 3 月 1 日にリリース予定の山梨県の新たな就職支援サイト（以下「県サイト」という。）の認知拡大と利用促進を図るため、Web 検索広告および SNS 広告等を活用した広報を実施し、サイト登録者数の増加を目指す。

3 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 委託費上限額

2, 346, 000 円

5 業務内容

（1）検索連動型広告（リスティング広告）の実施

「山梨 就職」や「山梨 就活」など、県内就職に関連するキーワードで Web 検索したユーザー（顕在層）に対し、県サイトを PR する広告を表示し、サイトの登録につなげる。

ア 主要ターゲット

県内就職を意識している県内外の学生

イ 対象サービス

- ・ Google 広告
- ・ Yahoo! 広告
- ・ その他提案があれば山梨県と協議の上、実施すること。

ウ 想定キーワード

- ・ 「山梨 就職」、「山梨 求人」など山梨県での就職を意識しているユーザーの検索結果に表示されるキーワードを設定すること。
- ・ A/B テストの実施など広告効果を最大化するための方策については積極的に取り入れることとし、実施予定の内容については、企画提案時に説明すること。

エ 配信期間

令和 8 年 2 月～3 月（予定）

オ 配信エリア

山梨県を含む県出身者が多い地域を設定すること（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県等の首都圏エリアおよび長野県、静岡県など）

カ 実施要件

- ・ 検索結果ページ上部への広告表示
- ・ 広告の遷移先については、サイトを紹介する LP、もしくはサイトの登録フォームを想定しているが、サイト登録者の増加という観点から効果の高い遷移先を山梨県に提案し、協議の上決定する。

（2）SNS 広告の実施

県内就職を意識していない県外の学生（低学年や希望度が低い学生）に対して、サイトの認知や県内就職を意識してもらうための SNS 広告を配信し、自分の意思で情報を取りに行かない層（潜在層）へアプローチし、サイト利用者の裾野を広げ、登録者数の拡大を目指す。

ア 主要ターゲット

県外に進学した山梨県出身の学生（特に県内就職を意識していない層）

イ 対象プラットフォーム

山梨県および当課でアカウントを保有している下記のプラットフォームのうち、2 種類以上のプラットフォームを活用することを想定している。活用するプラットフォームについては、ターゲットおよび目的から最も効果的であると考えられるものを採用すること。活用予定のプラットフォームについては、採用理由とともに企画提案時に説明すること。

- ・ Instagram
- ・ X
- ・ Tiktok
- ・ LINE
- ・ YouTube

ウ 配信期間

令和 8 年 2 月～ 3 月（予定）

エ ターゲティング設定

- ・ 配信エリアに在住している山梨県出身の学生に届くように設定すること。
（設定したターゲットに情報を届けるための具体的な方策については、企画提案時に説明すること）

オ 実施要件

- ・ 広告運用するプラットフォームに最適化したバナー画像およびキャプションの作成。
- ・ バナーのデザインについては、山梨県が校了と判断するまで校正作業を実施する。

（3）広告の運用

- ・ 本業務における KPI を設定し、企画提案時に設定の根拠を含めて具体的に説明すること。なお、KPI には下記の項目を含めること。

○検索連動型広告（リスティング広告）

- ー 広告のクリック数
- ー コンバージョン率（サイト登録数/クリック数）

○SNS 広告

- ー 広告の表示回数
- ー 広告のクリック数

- ・ 本業務の期間中、KPI の達成状況については、随時県に報告し、達成できていない場合は、原因の分析を行うとともに、山梨県と協議し、改善に向けた取り組みを実施し、本業務内での広告効果が最大化するよう努めること。

（4）その他

- ・ 本業務で実施する広告と連動して、サイト登録者数の増加につながるような企画・取組がある場合には積極的に企画・提案すること。
- ・ 具体的な内容については、企画提案内容をもとに山梨県と協議の上で決定する。
- ・ 企画の実施にあたり必要な経費は、本業務の委託料の範囲にて対応すること。

6 実施体制・遵守事項

- （1）事業の実施に当たっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。
- （2）委託業務を統括する業務実施責任者を配置し、山梨県と常時連絡可能な体制をとり、密な連携を取って業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

- (3) 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させ、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- (4) 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務期間中に業務実施責任者を変更しないこと。
- (5) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

7 再委託

受託者は業務の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ山梨県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。この場合、やむを得ない場合を除き、企画提案時点において、再委託の可能性について明示し、業務実施体制の一部に組み込んだ上で、受託者が担う業務と再委託先の担う業務等について提案手続きの中で明示しなければならない。

8 実績報告

委託業務が終了した日から10日以内に実績報告書を提出すること。実績報告書には下記の内容を含めること。

- (1) 広告配信実績
- (2) 設定したKPIの測定結果
- (3) 今後の広告運用に向けた提言

9 委託業務の成果物の著作権

- (1) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (2) 本業務で作成したバナー画像等に関する所有権や著作権は、原則としてすべて山梨県に帰属する（2次利用が可能な形式で提出すること）。
- (3) ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、山梨県は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 守秘義務

(1) 受託者の責務

- ・受託者は、委託業務の実施にあたり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての従業員に、委託期間中及び委託終了後守秘義務を課すこと。
- ・受託者は、当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・受託者は、当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

(2) 個人情報収集の制限

- ・受託者は、委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

1 1 特記事項

- (1) 委託業務の遂行に際し、企画提案公募要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、山梨県との協議の結果、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (2) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 委託事業実施にあたっては、山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (4) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (5) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。
- (6) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失を生じさせないこと。特に、関係者や参加者等に対しメールによる連絡をする場合、当該メールの宛先にＢＣＣで送信すべきメールアドレスが１件以上含まれるときは、当該メールを送信する際ＢＣＣで送信すべきメールアドレスについてＴＯやＣＣで送信することを防止する次のいずれかの機能を備えたシステムやツールを使用しなければならない。

ア ＢＣＣ強制変換機能

メール送信する際に、ＴＯやＣＣでの指定をＢＣＣに強制変換するもの。

イ 送信時の宛先確認機能

メール送信する際に、送信するメールの宛先の確認を要するもの。

なお、当該機能において宛先の確認を行う場合には、複数人での確認を要するものとする。

ウ 上司等による承認機能

メール送信する際に、上司等の承認を要するもの。

1 2 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。